

海外の裁判手続における  
電子化事例調査報告資料

【事例番号 4】

スペイン・第一審裁判所他

アビームコンサルティング株式会社

資料における略称注記・凡例の定義

	略称注記・凡例	定義
1	A R C O N T E	<p>スペイン カタルーニャ州 バルセロナ地方裁判所で導入されている電子記録システムの総称。</p> <p>裁判記録を録画する機能（A R C O N T E – S a l a）をはじめ、複数の機能を持っている。</p> <p>当文書においては、特定の機能ではなく、システム総称を表す際に、「A R C O N T E」と表記する。</p>
2	L e x N e t	<p>スペインの多くの州で導入されている書類管理システム。</p> <p>裁判所や弁護士事務所のみならず、民間施設含め、書類を共有するためのプラットフォームである。</p>

## 目 次

第 1 本資料の目的及び調査の概要 .....	1
1 本資料の目的 .....	1
2 調査の概要 .....	1
(1) 調査対象海外事例の概要 .....	1
(2) 手続利用者の概要 .....	3
(3) 手続利用に必要な条件・環境 .....	3
第 2 民事訴訟手続の I T 化に向けた本事例からの示唆 .....	6
1 e 提出に関する示唆 .....	6
2 e 事件管理に関する示唆 .....	6
3 e 法廷に関する示唆 .....	6
4 I T 部分における本人サポート .....	7
5 オンライン利用促進の取組 .....	7
6 I T 化への隘路 .....	7
7 その他の示唆 .....	7
第 3 調査結果詳細 .....	9
1 訴えの提起 .....	9
(1) 訴状の提出 .....	9
(2) 手数料の納付 .....	9
2 訴状の審査・口頭弁論期日の指定 .....	9
(1) 訴状の内容確認 .....	9
(2) 第一回口頭弁論期日の指定 .....	9
3 第 1 回口頭弁論期日 .....	10
(1) 原告及び被告の出頭 .....	10
(2) 訴状、答弁書に基づく主張 .....	10
(3) 証拠書類の取り調べ .....	10
4 爭点及び証拠の整理手続 .....	10
(1) 爭点及び証拠の整理手續 .....	10
5 証拠調べ（人証） .....	11
(1) 人証方法 .....	11
6 期日調書 .....	11
(1) 調書の記録 .....	11
7 判決 .....	11
(1) 判決書の作成 .....	11
(2) 判決の言渡し .....	11
(3) 判決書正本の送達 .....	12

<b>8 情報公開</b>	12
(1) 期日情報（スケジュール）の公開	12
(2) 期日情報（実施内容）の公開	12
(3) 判決の公開	12
(4) 記録の閲覧・謄写	12
<b>9 記録の管理</b>	13
(1) 記録の管理	13
<b>10 証明手続</b>	13
<b>11 当事者からの照会対応</b>	14
(1) 当事者からの照会対応	14
<b>12 他の行政機関のシステムとの連携</b>	14
<b>13 デジタル弱者への対応</b>	14
(1) デジタル弱者への対応	14
(2) 利用者への対応	14
<b>14 全国展開の段取り</b>	15
(1) 全国展開の段取り	15
<b>15 ユーザ属性（本人もしくは代理人）</b>	15
(1) ユーザ属性（本人もしくは代理人）	15

## 第1 本資料の目的及び調査の概要

### 1 本資料の目的

本資料は、民事訴訟手続のIT化の検討に際して、幅広いIT化の可能性を検討するため、民事訴訟手続のIT化において活用可能と考えられる海外における裁判所への訴訟手続に関する電子化事例を収集・整理するものである。

### 2 調査の概要

#### (1) 調査対象海外事例の概要

本事例では、スペインにおける裁判手続を調査対象としている。

スペインの裁判制度は日本と同様に三審制であり、基本的に「最高裁判所」、日本の高等裁判所にあたる「県高等裁判所」及び地方裁判所にあたる「第一審裁判所」から成り立っている。判決の確定までに上訴を許される裁判所が2階層あり、最大で計3回まで審理を受けることが可能である。

また、これらとは別に、全国的規模の事件や、国外犯に関わる事件を審理する「全国管区裁判所」、各々の自治州内においてかつ自治州条例の定める範囲において控訴審を司る「自治州上級裁判所」等が存在する。さらに、国会議員や内閣の閣僚が刑事被告人となつた場合、最高裁判所のみで「一審終結裁判<sup>1</sup>」を実施するといった例外的措置。

スペインは、もとより財政難を抱えており、コスト削減の観点から、書記官の数を減らし、書記官の地位を高くしていく方針があった。スペインにおいては、日本の民事事件新受件数と比較し、約1.3倍の件数が発生している<sup>2</sup>。

図表N o 1 スペイン-民事事件新受件数

民事事件-新受件数（件）		
年度	スペイン	日本
2015	1,972,116	1,432,332
2016	1,868,228	1,470,647
2017	2,040,018	1,529,383

出所：「The Spanish Judiciary in figures」(- Año 2015～2017を集計)  
「司法統計 民事・行政 平成29年度 年報」(日本 裁判所HPより)

一方、2015年(平成27年)時点にて、新受の民事訴訟件数1,972,116件に対し、裁判所書記官4,308名となっており、書記官1人が担当しなければならない案件数が多い。

上記より、訴訟件数は年々増加傾向にあるため、単純に書記官の数を減らしてしまうと、

<sup>1</sup> 裁判所組織法。国会議員や内閣閣僚が刑事責任を問われた場合、事件ははじめから最高裁判所が管轄して一審終結の裁判を行うことが定められている。

<sup>2</sup> <http://www.poderjudicial.es/cgpj/en/Subjects/Judicial-Statistics/Studies-and-reports/Justice-in-Figures/>

書記官1人の業務負荷が益々上がってしまうことから、法廷における裁判所書記官の作業負荷を軽減させようと、電子化の検討が開始されている。

2001年（平成13年）にバレンシア州法廷で、裁判記録録画システム「ARCONTE-Sala」が導入されて以来、「ARCONTE」はスペイン法廷の約80%に導入されている。（図表No.2参照）

「ARCONTE」は、様々な業務のIT化手段を備えており、特に裁判内容記録のための速記を中心として動き、裁判所事務官の役割を果たしている。その他に裁判関係者への補助的役割をも担っており、入廷サポート、身分証明等の認証機能等も備えている。

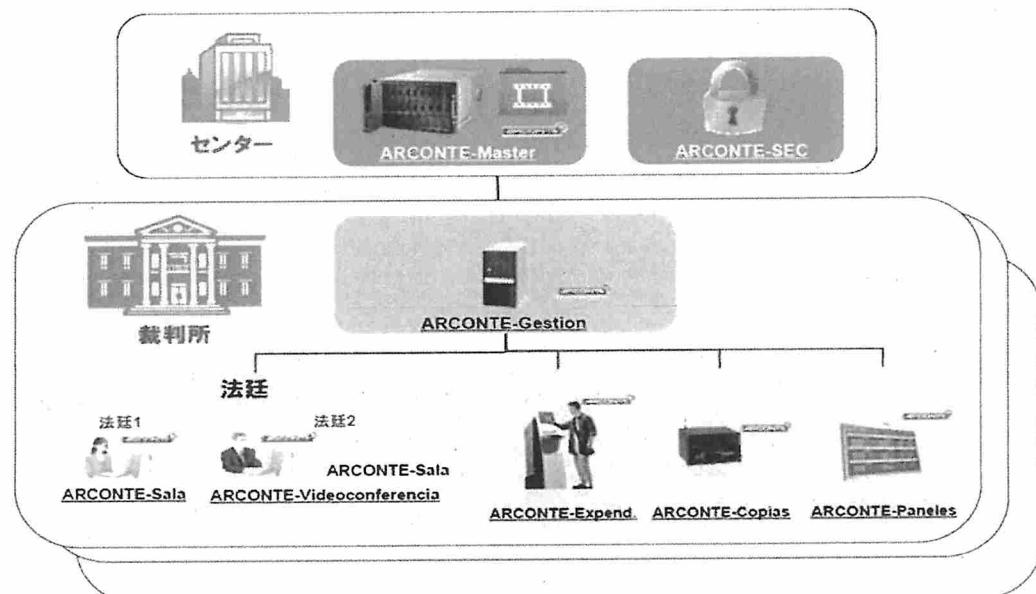
「ARCONTE」が導入されてから、法廷内の作業を「ARCONTE」に置き換えることにより、これまで書記官の立会いが必要とされていた事件に対し、立会いが不要となつたため、繁忙だった書記官事務が大きく軽減され、一人の裁判官に専属で付いていた書記官が、複数の裁判官の担当を受け持つことができるようになり、業務が効率化された。

また、書記官の数が裁判官の数よりも少なくなった。これらの結果は狙い通りであり、電子手続の効果が顕著に現れた例といえよう。

また、スペインでは、裁判所や法律事務所間等の司法機関のみならず、場所や時間にとらわれず書類の共有を行うシステムとして、2004年（平成16年）から、プラットフォームである書類管理システム「LexNet」が整備され、広く利用されている。

上記より、当事例報告書においては、2018年（平成30年）現在で、スペインにおいて広く使用されている電子記録システム「ARCONTE」と、書類共有システム「LexNet」を中心に整理する。

図表No.2 「ARCONTE」ソリューション体系図



出所：「動き始めた司法のICT化」（IDF「法務・監査」分科会、平成30年）

## (2) 手続利用者の概要

「ARCONTE」は、主に弁護士や裁判官等の実際に裁判に携わる司法関係者の利用がほとんどである。<sup>3</sup> 「LexNET」の利用者は、司法関係者のみならず、病院等の民間施設から地方議会等、様々なユーザが存在する。<sup>4</sup>

## (3) 手続利用に必要な条件・環境<sup>5</sup>

「ARCONTE」と「LexNET」の利用に際して、利用者は以下の環境を用意する必要がある。

### ア パソコン等の機器

「LexNET」は、ウェブサイトから、自分の端末へアプリケーションをダウンロードして、使用する（ダウンロード後はデスクトップから呼び出して使用する。）。その際、Javaのバージョンが古いことで使用が制限される場合がある。また、共有する書類は15MB以下であり、使用できるファイル形式もjpg形式やzip形式等、限定される。<sup>6</sup>なお、インストールマニュアルとしては、Windows、MAC、Linuxの3種類を用意している。（図表No.3参照）

<sup>3</sup> E-FILING SYSTEM IN SPAIN

<http://legalinnovation.wpac.uni.wroc.pl/files/Ignacio%20Delgado%20Gonzalez,%20Efiling%20systems%20in%20Spain.pdf>

<sup>4</sup> Seed Judicial Electronica

[https://sedejudicial.justicia.es/sje/publico/sjepublico/tramites\\_y\\_servicios/detalle\\_servicio/!ut/p/a1/04\\_Sj9CPy-kssy0xPLMnMz0vMAfGjzOLdLVyMPPy9Dbz8Q4MNNTzDXM0Dwkz9DQ3MDIEKIoEKDHAAwNC-sP1o1CVuDzTmgOVeBsHWboHGRsYmEEV4LGiIDfCINNRUREAMkknOw!!/dl5/d5/L2dJQSEvUUt3QS80SmIFL1o2X0c4RDJIT0swSk85NzkwQUtETTdSUU0yMDQ0/?itemId=89023](https://sedejudicial.justicia.es/sje/publico/sjepublico/tramites_y_servicios/detalle_servicio/!ut/p/a1/04_Sj9CPy-kssy0xPLMnMz0vMAfGjzOLdLVyMPPy9Dbz8Q4MNNTzDXM0Dwkz9DQ3MDIEKIoEKDHAAwNC-sP1o1CVuDzTmgOVeBsHWboHGRsYmEEV4LGiIDfCINNRUREAMkknOw!!/dl5/d5/L2dJQSEvUUt3QS80SmIFL1o2X0c4RDJIT0swSk85NzkwQUtETTdSUU0yMDQ0/?itemId=89023)

<sup>5</sup> この項に関しては、Manual de instalacion de LexNET によるところが大きい。

<https://lexnetjusticia.gob.es/documents/20181/802680/Manual+de+Instalaci%C3%B3n+de+LexNET/b638691f-1265-4c0a-b4d1-b6b8e13bd77a>

<sup>6</sup> Presentación de Escritos de Trámite de Trámite

[https://lexnetjusticia.gob.es/documents/20181/803631/20181005\\_GD\\_SF\\_MD\\_LexNET\\_Guia\\_Tramite\\_Sin\\_Traslado/a2a8fc10-11fd-4ab2-a744-809bb69a98dd](https://lexnetjusticia.gob.es/documents/20181/803631/20181005_GD_SF_MD_LexNET_Guia_Tramite_Sin_Traslado/a2a8fc10-11fd-4ab2-a744-809bb69a98dd)

図表 N o 3 O S 対応表

Fabricante	Versión	Internet Explorer	Mozilla Firefox (x86)	Mozilla Firefox (x64)	Mozilla Firefox ESR (x64)*	Mozilla Firefox ESR (x86)*	Maxthon 5 (x64)	Pale Moon
Microsoft	Windows XP (x86)	SI (IE 8.0.)	SI (47.0.2)	SI (47.0.2)	NV	NV	NV	NV
	Windows Vista (x64)	SI (IE 9.0.)	SI (43.0.1)	SI (43.0.1)	NV	NV	NV	NV
	Windows 7 (x64)	SI (IE 11.0.)	SI (51.0.1)	SI (51.0.1)	CP	SI (52.2.1)	SI (5.0.4.3000)	NV
	Windows 8 (x64)	SI (IE 10.0.)	SI (51.0.1)	SI (51.0.1)	CP	SI (52.2.1)	SI (5.0.4.3000)	NV
	Windows 8.1 (x64)	SI (IE 11.0.)	SI (51.0.1)	SI (51.0.1)	CP	SI (52.2.1)	SI (5.0.4.3000)	NV
	Windows 10 (x64)	SI (IE 11.321.)	SI (51.0.1)	SI (51.0.1)	CP	SI (52.2.1)	SI (5.0.4.3000)	NV
	Windows 10 "Creators Update" (x64)	SI (IE 11.40)	SI (51.0.1)	SI (51.0.1)	CP	SI (52.2.1)	SI (5.0.4.3000)	NV
Macintosh	10.9 "Mavericks" (x64)	NO	CP	CP	SI (52.2.1)	NO	NO	NV
	10.10 "Yosemite" (x64)	NO	CP	CP	SI (52.2.1)	NO	NO	NV
	10.11 "El Capitán" (x64)	NO	CP	CP	SI (52.2.1)	NO	NO	NV
	10.12-10.12.6 "Sierra" (x64)	NO	CP	CP	SI (52.5.3)	NO	NO	NV
Linux	10.13-10.13.2 "High Sierra" (x64)	NO	CP	CP	SI (52.5.3)	NO	NO	NV
	Ubuntu 16.04.2 LTS(x64)	NO	CP	CP	SI (52.2.1)	NO	NO	SI (27.3.0)
	Ubuntu 17.04 (x64)	NO	CP	CP	SI (52.2.1)	NO	NO	SI (27.3.0)

出所：「Manual de instalacion de LexNET」（LexNET マニュアル）

「AR CONTE」についても、特定のブラウザとバージョン用に最適化されており、対応したOSを搭載したパソコンが必要であり、接続先の機器がシステムの最小要件を満たしていない場合、この状況を示すメッセージが表示される。メッセージとともに、適切なブラウザとバージョンが示されるため、メッセージに応じて対応することが必要である。<sup>7</sup>

#### イ インターネット環境

「AR CONTE」と「LexNET」とともに、ウェブブラウザ（Firefox ESR）を使用できる環境が必要である。インターネット回線の種類に関係なく利用できるが、インターネット常時接続での利用を前提としている。

#### ウ 電子証明書

「AR CONTE」へのアクセスは、事前のユーザ登録が必要であり、システムを利用する際はユーザIDとパスワードを入力する必要がある。一方、「LexNET」を使用するには、国から発行された個人証明書（暗号カード），それを読み取るカード

<sup>7</sup> ARCONTE PORTAL

<http://www.justicia.gva.es/documents/19318332/163830307/Manual+Unificado+Arconte+Portal+Profesionale s.pdf/eff41ce2-47af-4c6a-aef9-ab5f4b843dc7>

なお、詳細な必要機能要件については、情報を取得できていない。

リーダーソフトが必要である。<sup>8</sup>なお、システムを利用する際は、ブラウザに、「L e x N E T」のウェブサイトを入力し、カードのP I Nコードを入力する必要がある。

---

<sup>8</sup> E-FILING SYSTEM IN SPAIN  
<http://legalinnovation.wpac.uni.wroc.pl/files/Ignacio%20Delgado%20Gonzalez,%20Efiling%20systems%20in%20Spain.pdf>  
なお、カードリーダーは自身のPC端末にダウンロードして使用する。

## 第2 民事訴訟手続のIT化に向けた本事例からの示唆

### 1 e 提出に関する示唆

スペインでは、国民から訴状などの提出をする際は、紙媒体が主流となっている。そのため、スペインの電子化事例において、e-提出の観点についての有益な情報は得られていない。

### 2 e 事件管理に関する示唆

#### (1) 事件情報の管理と公開

「LexNet」は、システムに登録されているユーザであれば、誰でも資料を参照できる仕組みとなっている。ただし、資料には誰が作成したか、明確に記載されており、自分以外は更新することができない。そのため、公開されている範囲は広いものの、情報が第三者によって不正に内容更新されない仕組みである。

当該事例から、弁護士や検察官等、システムに登録されているユーザに限定した上で、どこにいても書面を閲覧できる仕組みは、弁護士や検察官にとっては効果的といえよう。また、資料作成者が記載されていることにより、著作権が適切に保護されている。今後、クラウド化によって、全ユーザが登録したデータを一元的に管理することが可能になると推察される。その反面、共有しているファイルの扱い方については、著作権を保護できるか、閲覧履歴をログで残すことができるか等、情報セキュリティの観点から、準備すべき仕組みを考えることが必要ではないかと考える。

#### (2) 手数料の納付

スペインでは2000年（平成12年）に民事訴訟法が改定され、音声・ビデオ録画システムを活用した証拠記録保持が義務付けられた。また、財政再建のため、2012年より、民事訴訟手続に対し、追加料金が発生するようになったものの、証拠記録保持の義務付けに伴い、システムを利用するための手数料は新設していない。

当該事例から、ユーザにとって、手数料が利用障壁となってしまうと、利用率の向上は難しくなる。法律に沿ってのシステム構築を行うが、手数料の設定にあたっては、IT化の利用促進を図るため、利用障壁とならない金額にすべきと考える。

### 3 e 法廷に関する示唆

#### (1) 法廷における情報公開（期日の実施）

スペインでは2000年（平成12年）に民事訴訟法が改定され、音声・ビデオ録画システムを活用した証拠記録保持が義務付けられた。「ARCONT」においては、期日の実施にあたり、ロケーションにとらわれず、音声会話をすることが可能である。実際にシステムが法廷以外の部屋におかれているケースもある。この設備が構築されたことにより、当事者同士が顔を合わすことができないようなケースについても、別室で審理を進めることができるようになり、安全かつ迅速に裁判を遂行できるようになった。

日本においても、フェーズ1において、ウェブ会議を活用した争点整理手続の試行を計画している。その際、当該事例のように、ロケーションにとらわれず、期日に参加する関係者が多い場合でも、安定して接続できるようにすることが重要視される。利用者目線での展開としては、接続方法を簡単にするなど、参加者になるべく負担のかからない参加方法となるような工夫を検討すべきといえよう。

#### 4 IT部分における本人サポート

スペインでは、裁判記録は電子化が進んでいるものの訴状の提出は紙資料がベースとなっている<sup>9</sup>。実際に国民の手間がかかる部分については、従来の運用を踏襲しているため、特別に本人サポートとして対策を打ったかどうかの有益な情報は得られていない。

#### 5 オンライン利用促進の取組

スペインでは2000年（平成12年）に民事訴訟法が改定され、音声・ビデオ録画システムを活用した証拠記録保持が義務付けられた。訴状は紙資料の運用を継続するものの、裁判が開始された後のイベントについては、オンラインの利用が義務付けられている。

この法律により、裁判関係者にとっては、否応なしにオンライン利用が必須となっているが、法律という縛りがあることが、ユーザの利用促進に繋がっている。また、電子化が義務付けられたことから、「LexNET」のような付随的にユーザを助けるシステムも生まれた。このように、新たなシステムの登場も、副次的に利用促進につながっているといえよう。

日本においても、法律改正とともに電子化対応を進めるため、システムのAPIを公開したり、今後の変化について展開方法を事前に国民に伝えたりすることにより、より広く電子化を浸透させられるように、工夫をすることが重要と考えられる。

#### 6 IT化への隘路

スペインでは、自治州制度を導入しており、各州でその地域に即した形で電子化を進めてきた背景があり、着実に電子化を浸透させている状況である。そのため、スペインの電子化事例において、IT化への隘路についての有益な情報は得られていない。

#### 7 その他の示唆

##### (1) ユーザ側利用環境

「ARCONTE」、「LexNet」とともに、ウェブブラウザ（Firefox等）を使用しており、OSを固定せず、多様な機種に対応できる仕組みとしており、バージョンアップにも柔軟に対応している。なお、「LexNet」を使用するには、電子署名が必要となるため、事前に用意しておく必要がある。

当該事例から、電子化にあたり、ユーザ側の準備がシンプルで済むことは、日本におい

<sup>9</sup> 訴状の提出を書面（紙）としている理由は不明。

ても使用率の向上に繋がると推察する。ユーザにとって、システム利用への障壁が少なく感じられるといえよう。

また、電子署名についても、本人確認の意味合いを持たせるものであることから、日本であればマイナンバーカードに搭載されている公的個人認証サービスを利用することが有用ではないかと考える。

#### (2) 利用時間について

「AR CONTE」は、不定期に行われ、メンテナンス中はホーム画面にその旨表示されている。なお、「LexNet」は、24時間365日使用できる。

当該事例から、いつでもアクセスできる状態が整っていることが分かるが、どのようなシステムもメンテナンスは必要になる。そのため、なるべく多くの時間帯で利用可能とすることが望ましいものと推察する。

#### (3) 導入対象とする基盤ソフトウェアについて

「AR CONTE」は、富士通株式会社が作成した、裁判記録管理用のパッケージソフトである。裁判を記録（録画）する法改正により導入された。パッケージソフトゆえに、2001年（平成11年）のバレンシア州への導入後、年に1回以上、新しい機能の段階的な追加や他地域への導入も行っている。

当該事例より、日本において、電子化を進めるにあたり、パッケージシステムを導入することも一案と考える。導入にあたり、適合した機能のあるパッケージであれば、電子化のフェーズが進むにあたり、段階的なシステムへの機能追加に対する開発期間が短く済むことは利点である。

#### (4) 書類管理システムについて

「LexNet」においては、自分自身でアップロードしたファイルについては、システム上に載っているファイルを自由に変更することが可能である。また、司法システムとの接続専用型のシステムではないため、ユーザは、様々な場面で使用することができる。

#### (5) 利用者への対応

「AR CONTE」は、専門知識が不要で容易に接続できるように構築されている。また、「LexNET」では、専用サイトに手順書が複数用意されており、画面ショットとともにコメントが記載されているため、システムが苦手なユーザにとっても、手順書通りに進めば、実施したい内容を完遂することが可能である。

当該事例のように、事前にユーザの利用イメージを持った形でのシステム構築や準備は、日本においても参考にすべきと考える。各システムのサポートページを開設し、裁判所ホームページとつなげる等、ユーザ目線での準備をすることが、電子化利用率の向上に寄与すると推察する。

### 第3 調査結果詳細<sup>10</sup>

#### 1 訴えの提起

e 提出は、民事訴訟手続において、裁判所への訴状、答弁書、準備書面、証拠書類等の書面提出を電子的に行うことをいう。ここでは、最初のプロセスである、訴状提出に関連する事項について、スペインの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

##### (1) 訴状の提出

訴状は紙媒体が前提となっている。なお、「L e x N E T」は訴状を裁判所へ提出する目的で使用することは想定していない。<sup>11</sup>

##### (2) 手数料の納付

財政再建のため、2012年より、民事訴訟手続に対し、手数料が発生するようになつた。なお、電子化に伴う手数料の新設はされていない。

#### 2 訴状の審査・口頭弁論期日の指定

e 事件管理は、民事訴訟手続において、事件管理（経過・期日の管理）、提出書面・証拠の一覧内容管理、判決・決定内容の管理等の事件に関わる情報の管理を電子的に行うことをいう。ここでは、民事訴訟に関わる事件管理に関連する事項について、スペインの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

##### (1) 訴状の内容確認

書記官と裁判官のダブルチェックで内容を確認している。

なお、本人確認は厳格に行っており、担当書記官がOKを出すまでは、事務官を含め、誰も作業を進めないように留意している。

##### (2) 第一回口頭弁論期日の指定

第一回口頭弁論期日が決まった後に、「A R C O N T E – S a l a（裁判記録録画システム）」を使用して、法廷の予約登録をすることができる。指定方法については有益な情報は得られていない。

<sup>10</sup> この項に関しては、裁判手続等のIT化検討会（第2回） 配布資料：欧州における裁判のICT化（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai2/siryou6.pdf>）によるところが大きい。

<sup>11</sup> E-FILING SYSTEM IN SPAIN  
<http://legalinnovation.wroclaw.uni.wroc.pl/files/Ignacio%20Delgado%20Gonzalez,%20Efilings%20systems%20in%20Spain.pdf>

### 3 第1回口頭弁論期日

e 法廷は、民事訴訟手続における口頭弁論等の法廷においてITを活用することをいう。ここでは、民事訴訟に関わる法廷に関する事項について、スペインの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

#### (1) 原告及び被告の出頭

本人は、「AR CONTE-Vídeoconferencia（ビデオ会議）」を使用し、法廷ではなく、遠隔地の裁判所でも参加することができる。

#### (2) 訴状、答弁書に基づく主張

証人も、「AR CONTE-Vídeoconferencia（ビデオ会議）」を使用し、法廷ではなく、遠隔地の裁判所でも参加することができる。

#### (3) 証拠書類の取り調べ

訴訟当事者は「AR CONTE-Sala（裁判記録録画システム）」を使用し、証拠書類を提出、閲覧、印刷することが可能である。なお、「AR CONTE」は法廷以外にも、多目的室や司法解剖研究室といった場所に設置するケースもあり、各場所からアクセスし、期日に参加することができる。<sup>12</sup>

### 4 爭点及び証拠の整理手続

電子的に準備されてきた資料をもとに、民事裁判の期日を迎えるにあたり、準備段階において、スペインの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

#### (1) 爭点及び証拠の整理手続

「AR CONTE-Vídeoconferencia（ビデオ会議）」を使用し、一方の当事者が通話できる場所にいれば、電話会議及びテレビ会議は行うことができる「AR CONTE-Sala（裁判記録録画システム）」と「AR CONTE-Gestión（裁判所管理システム）」を使用して、裁判記録の録画や裁判所での記録管理を行う。

証拠（書証）は、スキャナ等で電子化し、ウェブシステムにアップロードする。元々電子的に作成された証拠（例えばデジタル動画など）は、ファイル形式が適合していればそのままアップロードすることが可能である。

<sup>12</sup> 富士通株式会社作成 ARCONTE 説明資料

## 5 証拠調べ（人証）

電子化を進めるにあたり、訴訟当事者や証人が法廷で尋問（主尋問・反対尋問）を受ける口頭弁論期日において、スペインの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

### (1) 人証方法

「AR CONTE-Vídeoconferencia（ビデオ会議）」を使用することで、法廷に赴かずに遠隔地からアクセスすることが可能である。時間やコスト削減はもちろんあるが、被告人の移動がないため、法廷の安全性を改善している。なお、「AR CONTE-Sala（裁判記録録画システム）」にて、該当の会議を録画することができる。

## 6 期日調書

口頭弁論等において、訴訟手続などの内容や経過を公証するために、裁判所その他の機関が作成する期日調書において、スペインの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

### (1) 調書の記録

「AR CONTE-Sala（裁判記録録画システム）」と「AR CONTE-Gestión（裁判所管理システム）」を使用して、裁判記録の録画、裁判所での記録管理を行うことができる。なお、「AR CONTE-Sala（裁判記録録画システム）」においては、ビデオや記録等の使用に伴い、秘書官による電子署名を行う。

## 7 判決

判決において、スペインの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

### (1) 判決書の作成

「AR CONTE-Sala（裁判記録録画システム）」を使用して、裁判記録を録画し、録画したものに対しては、秘書官の下で電子署名を行っている。なお、原則として、判決書は作成せず、全て期日での録画記録で賄うこととしている。原本は動画とし、必要に応じて文字に起こす運用としている。

### (2) 判決の言渡し

「AR CONTE-Sala（裁判記録録画システム）」と「AR CONTE-Gestión（裁判所管理システム）」を使用して、裁判記録の録画、裁判所での記録管理を行う。(1)に記載の通り、期日で言い渡した内容が録画されているため、判決として記録される。

### (3) 判決書正本の送達

「ARCONTE-Copies（コピー・システム）」と「ARCONTE-Expendedor（KIOSK端末）」を使用して、配布を行っている。なお、記録データの原本は裁判所（秘書官）にて管理する。

## 8 情報公開

情報公開において、スペインの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

### (1) 期日情報（スケジュール）の公開

システムにログインすると、「ARCONTE-Pannels（情報開示パネル）」においては、裁判の開催情報や進捗状況を確認でき、裁判状況に応じて、リアルタイムで情報が自動更新されている。

### (2) 期日情報（実施内容）の公開

「ARCONTE-Gestion（裁判所管理システム）」においては、ライブビデオストリーミング管理やビデオのオンデマンド管理機能が搭載されている。当機能を活用し、期日実施後において、KIOSK端末から自身の関与するビデオにPINコードにて公判記録にアクセスすることが可能であり、USBやCDへダウンロードもできる。

### (3) 判決の公開

期日は全て録画され、「ARCONTE-Gestion（裁判所管理システム）」に記録されているため、当事者及び代理人がシステム上で判決を閲覧することが可能である。

### (4) 記録の閲覧・謄写

「ARCONTE-Gestion（裁判所管理システム）」に登録された記録は、「ARCONTE-Expendedor（KIOSK端末）」を用い、自身の関与するビデオへ、PINコードにて公判記録にアクセスし、USBやCDへダウンロードすることが可能である。

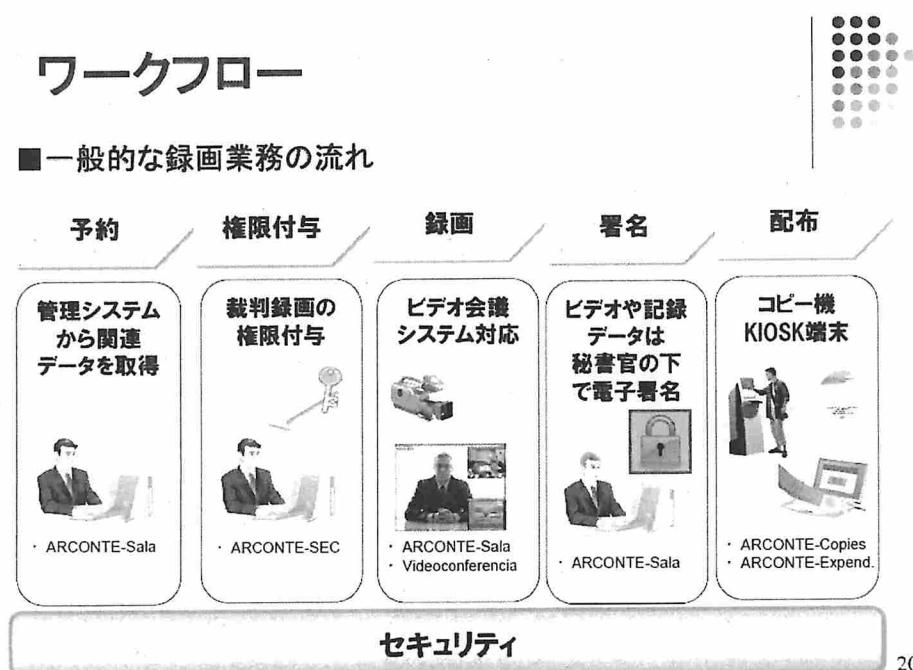
## 9 記録の管理

記録を管理するにあたり、スペインの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

### (1) 記録の管理

「ARCONTE-Gestion（裁判所管理システム）」を使用し、動画により、裁判所記録を管理している。2000年（平成12年）に、民事訴訟法が改正され、音声・ビデオ録画システムを活用した証拠記録保持を義務付けた。それ以降、一般的な録画業務の流れは、①管理システムから関連データを取得して予約、②裁判録画の権限付与、③ビデオ会議システム対応による録画、④ビデオや記録データ電子署名（秘書官）、⑤コピー機、KIOSK端末による配布となっている。（図表No.4 参照）なお、この動きに伴い、記録データは秘書官によって、承認された電子署名にてすべて保管されている。

図表No.4 「ARCONTE」 録画業務の流れ



出所：「動き始めた司法のICT化」（IDF「法務・監査」分科会、平成30年）

## 10 証明手続

証明手続において、電子化事例についての有益な情報は得られていない。

## 1.1 当事者からの照会対応

当事者からの照会において、スペインの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

### (1) 当事者からの照会対応

「AR CONTE」に登録された記録は、当事者を含め、裁判官や代理人にて閲覧することが可能である。「AR CONTE-E x p e n d e d o r (KIOSK端末)」からは、弁護士や被告人<sup>13</sup>は自身の関与するビデオへ、PINコードにて公判記録にアクセスし、USBやCDへダウンロードすることが可能である。ユーザ毎にマイページが用意されており、期日を含め、現在係属中の電子訴訟の件数や事件の一覧等を確認することができ、ここから個別事件の記録にもアクセスすることが可能である。

## 1.2 他の行政機関のシステムとの連携

スペインの電子化事例において、「AR CONTE」は他の行政機関のシステムと連携していない。

## 1.3 デジタル弱者への対応

IT化を進めるにあたり、IT技術に不慣れな国民に対する裁判を受ける権利への配慮は必要不可欠である。実際にシステムを使用するユーザに対し、スペインの電子化事例ではどのように対策を取っているのかを確認する。

### (1) デジタル弱者への対応

スペインでは、裁判記録は電子化が進んでいるものの訴状の提出は紙資料がベースとなっている。そのため、手元にPCが存在しないデジタル弱者でも、実際に国民の手間がかかる部分については、従来通り、訴訟手続を進めることができる。

### (2) 利用者への対応

「LexNET」では、専用サイトに手順書が複数用意されており<sup>14</sup>、画面ショットとともにコメントが記載されているため、システムが苦手なユーザにとっても、手順書通りに進めば、実施したい内容を完遂することが可能である。専用サイトは、サイトを開けたらすぐに「よくある質問」や「手順書」に進めるよう、ユーザに優しい設計となっておりSMSを通じて質問ができるサービスへの進めるように工夫されている。

<sup>13</sup> 被告人がアクセスする場合は、必ず弁護士を通じて行う。

<sup>14</sup> LexNET Justicia  
<http://lexnetjusticia.gob.es/web/guest/manuales>

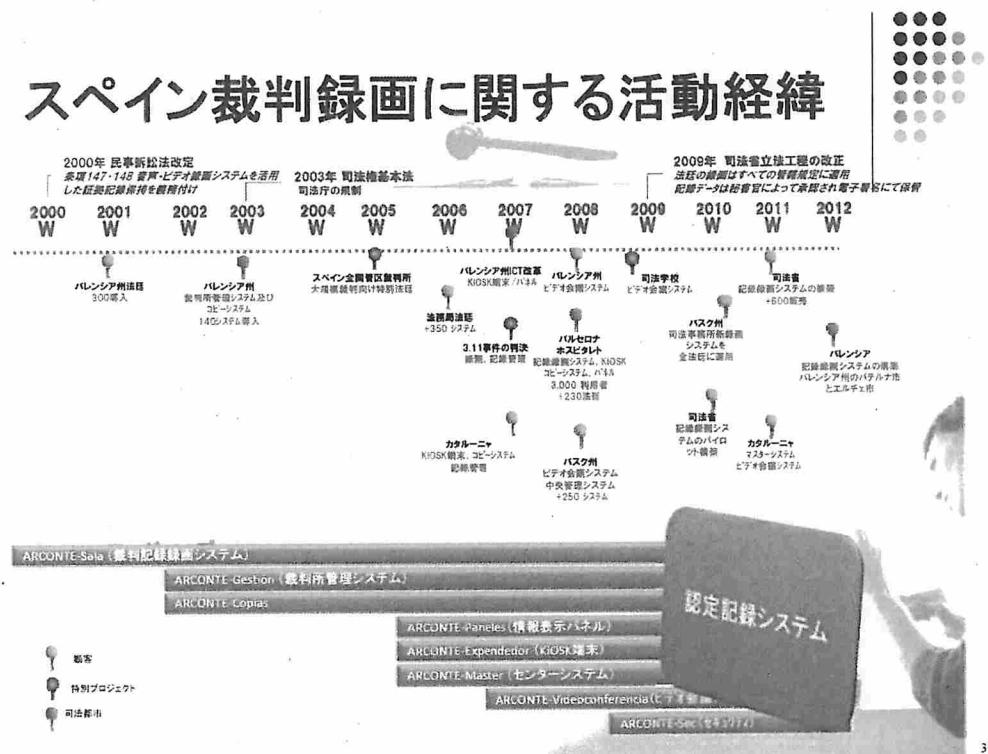
## 1.4 全国展開の段取り

「ARCONTE」の全国展開にあたり、どのような変遷があったのかを確認する。

### (1) 全国展開の段取り

スペインにおける、「ARCONTE」の導入を進めるにあたっての経緯は以下のとおり。1年から2年に一度、プロジェクトを立ち上げ、進めている。(図表No.5参照)

図表No.5 「ARCONTE」活動経緯



31

出所：「動き始めた司法のICT化」(IDF「法務・監査」分科会, 平成30年)

## 1.5 ユーザ属性（本人もしくは代理人）

IT化を実現するにあたり、システムのユーザに属性があるか確認する。

### (1) ユーザ属性（本人もしくは代理人）

「ARCONTE」の機能毎に使用者は異なっているが、システム利用者は、主に弁護士、裁判官や事務員等とされている。<sup>15</sup>「LexNET」の利用者は、司法関係者のみならず、病院等の民間施設から地方議会等、様々なユーザが存在する。

以上

<sup>15</sup> 裁判手続等のIT化検討会（第2回）配布資料：欧州における裁判のICT化 (<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai2/siryou6.pdf>)